

特定施設を建築する場合は特定 施設整備計画届出書の提出が 必要です！

愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(以下条例)では、特定施設を建築する際に、特定施設整備計画書の届出と整備基準の遵守が義務づけられています。

特定施設とは？

多数の者が利用する施設です。

例えば…

- ・ 病院や診療所
- ・ 老人ホームやデイサービス
- ・ 物品販売店
- ・ 飲食店や喫茶店
- ・ 美容院やクリーニング取次店
などサービス業を営む店舗
- ※住宅に併設する場合も同様です。
- ・ 学校
- ・ 大規模な共同住宅
- ・ 大規模な工場や事務所

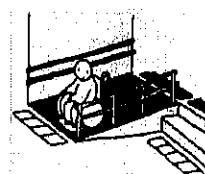
特定施設は、
整備計画届出書の提出が必要です

整備基準とは？

不特定かつ多数の者や主に高齢の方や障害のある方が、施設を円滑に利用できるよう整備する基準です。

●アプローチ

高低差のある場合は緩やかなスロープ等を設けましょう。



●出入口

建物の主な出入口は段差を設けず、車いすを利用する方も円滑に利用できるようにしましょう。



その他に
様々な整備基準があります



**整備計画届出書の未届出及び整備基準が遵守されていない場合は、
条例違反となります。**

どうやって届け出るの？

特定施設整備計画届出書は、工事着手の30日前までに、施設所在地の市町村の建築担当窓口へ提出してください。

人にやさしい街づくりに関する問い合わせ先
愛知県建設部住宅計画課街づくり事業グループ
TEL 052-954-6590 FAX 052-961-8145
HP <http://www.pref.aichi.jp/jutakukeikaku/>

※名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市内の具体的な届出等については、それぞれの市へお問い合わせください。

人にやさしい街づくりの推進に関する 条例施行規則が改正されました！

「バリアフリー法」の改正及び「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改訂に伴い、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則」（以下施行規則）を改正し、平成25年7月1日に施行します。

なお、平成25年7月1日以降に工事着手する特定施設が対象となり、主な改正内容は以下に示すとおりです。

【整備基準の追加及び変更】

1 建築物

(1)便所に設けるオストメイト対応設備の基準の変更

【現行の基準】

- ・水洗器具等



【改正後の基準】

- ・水栓器具、汚物流し、トイレトーパーホルダー、手荷物置き台及び鏡

(2)車いす使用者用便房の戸の基準の追加

【改正後の基準】

- ・出入口の戸は、施錠の操作がしやすく、緊急の場合は外部からも解錠することができ、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと

(3)便房内に設ける設備の表示の基準の追加

【改正後の基準】

- ・洋式便器及び手すり、乳幼児用椅子、乳幼児用ベッド、オストメイト対応設備、車いす使用者用便房を設ける場合には、便房の戸又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること

2 道路(努力義務)

- (1)歩行者の交通量が多い歩道及び自転車歩行者道の幅員の基準の追加
- (2)歩道及び自転車歩行者道の横断勾配の基準の追加
- (3)道路に設ける「立体横断施設」等の基準の追加

3 公園(努力義務)

- (1)主要な園路に設ける段及び傾斜路の手すりの基準の追加
- (2)主要な園路に設ける傾斜路の縦断勾配、横断勾配及び踊場の基準の追加
- (3)公園の便所に設けるオストメイト用設備の基準の追加及び変更
- (4)公園に設ける車いす使用者用便房の戸の基準の追加
- (5)公園に設ける「休憩所」等の基準の追加

II 特定施設整備計画届出書等の各種様式の変更

現行の様式について問合せ等が多いため、以下の様式を変更

「特定施設整備計画届出書」、「特定施設整備計画変更届出書」、「適合状況項目表」、「適合証交付請求書」、「実施状況報告書」の変更

適合状況項目表の記入方法

【現行の様式】

【1 敷地内の通路】		整備基準	整備の状況	基準に
不 符 多 数	1	表面を滑りにくく、平坦にすること。	㊦・無	
	2	排水溝のふたをつえ等が落ち込まないものとする。	㊦・無	
	3	段がある部分は、【4 階段（不特定多数の者	右・無	

整備の状況欄に○又は斜線を記入する。



【改正後の様式】

【1 敷地内の通路（屋外）】		整備基準	整備の状況
1	不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する経路の有無（ない場合は、2～3は記入しないこと。）	表面を滑りにくく、平坦にすること。	㊦有・㊦無
		排水溝のふたをつえ等が落ち込まないものとする。	㊦有・㊦無
		段がある部分は、【4 階段（不特定多数の者	右・無

整備の状況欄の口にレ印を記入する。（○や斜線は記入しない。）

どうやって届出するの？

特定施設整備計画届出書は、工事着手の30日前までに、施設所在地の市町村の建築担当窓口へ提出してください。

人にやさしい街づくりに関する問い合わせ先

愛知県建設部建築局住宅計画課街づくり事業グループ

TEL 052-954-6590 FAX 052-961-8145 HP <http://www.pref.aichi.jp/jutakukeikaku/>

適合証をゲットしよう！

人街条例適合施設は 適合証の交付請求をしましょう。

- 工事完了後、条例の整備基準に適合する特定施設については、下記適合証の交付を請求することができます。
- 適合証の交付を受けた施設については、ホームページなどで紹介します。
- 適合証の交付を受けた場合は、施設の入口や受付付近など、目立つ位置に適合証を掲示しましょう。
- 適合証は、プラスチック製のプレートまたはガラス窓等に貼り付けることができるシールのどちらかを選択することができます。

【提出書類】

適合証交付請求書(規則様式第5)

適合状況項目表(規則様式第2)

⇒愛知県建設部住宅計画課ホームページより入手できます。

【提出先】

各市町村の建築担当窓口

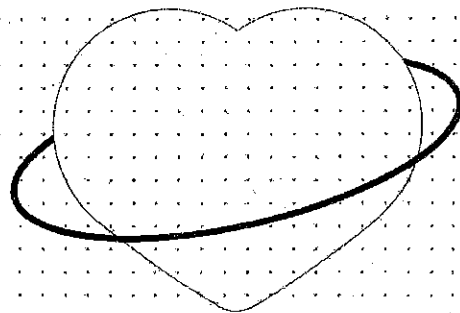
【提出部数】

正本1部

【申請手数料】

無料

人にやさしい街づくりの推進に関する条例



適合証

愛知県

お問い合わせは各建設事務所まで



名古屋市 住宅・建築物

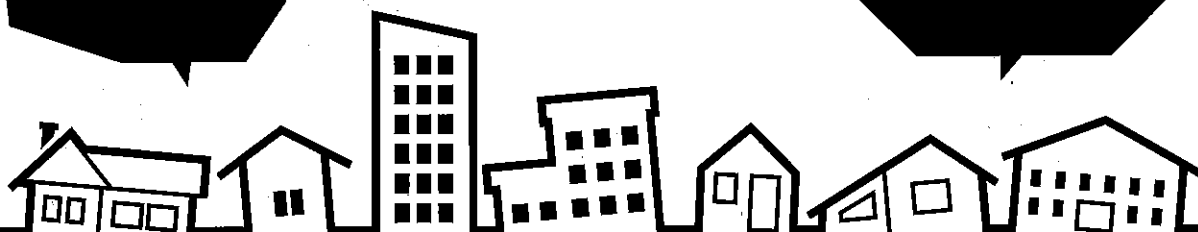
耐震化支援制度 のご案内

わが家は
大丈夫かな？

大地震は
いつ起こるか
分かりません

耐震診断や工事に
補助金ができることを
ご存知ですか？

東日本大震災を
きっかけに耐震改修工事を
決断しました



昭和56年(1981年)5月以前に建てられた建物は、地震に対して倒壊しやすいことが分かっています。阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震の発生からみても、大地震はいつ起こるか分かりません。名古屋市の耐震化支援制度も活用し、今すぐ建物の耐震対策に取り組みましょう。

| お問い合わせ先 |

名古屋市住宅都市局 耐震化支援室

TEL | 052-972-2787 FAX | 052-972-4179

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1(市役所西庁舎3F)



木造住宅

昭和56年(1981年)5月以前に着工した住宅



step
1

しらべる

無料耐震診断

TEL | 052-972-2921

名古屋市が指定した耐震診断員が、耐震診断を行います。

対象住宅

- 木造住宅(プレハブ、ツーバイフォー工法などは除く)
- 2階建て以下

申込者

- 対象住宅の所有者

※貸家の場合は、原則借家人全員の同意が必要です。

申込方法

- 郵送・FAX・持参など

名古屋市住宅都市局 耐震化支援室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1

FAX | 052-972-4179

申込書の配布

名古屋市耐震化支援室(市役所西庁舎3F)、各区役所総務課、支所庶務係、各区消防署総務課

※名古屋市ウェブサイトにも掲載しております。

無料

step
2a

しらべる

なおす

耐震改修工事

TEL | 052-972-2921

耐震改修工事費用の一部を助成します。

補助対象

- 名古屋市の無料耐震診断(step1)の結果、1.0未満と判定された木造住宅(段階的改修の1段階目は0.7未満)

※1 住宅所有者の世帯全員が、過去2年間、市民税の課税を受けていない世帯のこと

※2 1段階目に住宅全体を0.7以上または1階部分を1.0以上にする

補助金額

一住戸あたり

項目		一般世帯	非課税世帯※1
補助率		対象工事費の1/2以内	対象工事費の3/4以内
限度額	一般改修	90万円	135万円
	段階的改修	1段階目※2	40万円
		2段階目	50万円
			60万円
			75万円

step
2b

しらべる

まもる

耐震シェルター・防災ベッド設置

TEL | 052-972-2921

高齢者などが居住している木造住宅に、設置費用の一部を助成します。

設置対象

- 名古屋市の無料耐震診断(step1)の結果、0.7未満と判定された木造住宅
- 申請時点で65歳以上の方または障害がある方などが居住している世帯

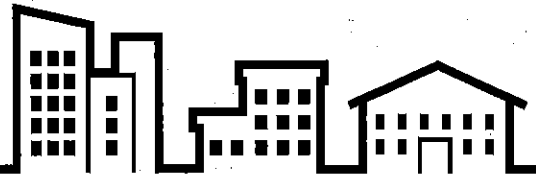
補助金額

次のいずれかのうち一番低い額

- 設置費用の1/2
- 一住戸あたり30万円

非木造住宅

昭和56年(1981年)5月以前に着工した住宅



step
1

しらべる

耐震診断

耐震診断費用の一部を助成します。

TEL | 052-972-2921

補助対象

- 木造以外のマンション、共同住宅、長屋、戸建住宅

補助金額

次のいずれかのうち一番低い額

- 耐震診断費用の2/3
- 延べ面積により算定される限度額(戸建住宅を除く)
- 一住戸あたり5万円(戸建住宅の場合8万9千円)

step
2

しらべる

なおす

耐震改修設計と耐震改修工事

耐震改修設計・耐震改修工事費用の一部を助成します。

TEL | 052-972-2921

補助対象

- 耐震診断(step1)の結果、「安全な構造でない」と判定された非木造住宅(段階的改修の1段階目はs値0.3未満)

補助金額

- 耐震改修設計:費用の2/3以内
- 耐震改修工事:費用の約15%以内(別途、上限あり)

代理受領制度

TEL | 052-972-2921

申請者との契約により耐震改修工事等を実施した者(工事施工者等)が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。代理受領制度を使うことにより、申請者は工事費と補助金の差額分のみ用意すればよくなり、当初に用意する費用負担が軽減されます。

利用対象: **木造住宅耐震改修工事** **耐震シェルター・防災ベッド設置** **非木造住宅耐震診断** **非木造住宅耐震改修設計・耐震改修工事**

融資制度・税金の控除や減額

耐震改修工事には、下記の機関の融資制度が利用できる場合があります。また、税金の控除や減額などが受けられる場合があります。※同時にリフォームを行った場合は、建物の評価が見直される場合があります。

融資の問合せ	住宅▷住宅金融支援機構 東海支店	中小企業者の建物▷愛知県、日本政策金融公庫
税金の問合せ	所得税の特別控除・住宅ローン減税▷税務署	固定資産税の減額▷市税事務所

耐震相談員派遣制度

TEL | 052-972-2787

住宅などの耐震対策についてアドバイスをを行うため、耐震相談員を派遣します。

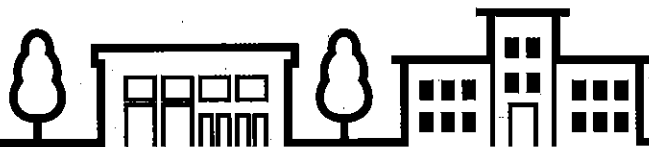
相談内容

住宅などの耐震診断・改修などの耐震対策に関すること
(相談時間は1~2時間程度。耐震診断を行うものではありません。)

無料

建築物

昭和56年(1981年)5月以前に着工した建築物



Q しらべる

多数の者が利用する建築物の耐震化

TEL | 052-972-2921

耐震診断費用の一部を助成します。

補助対象

- 多数の者が利用する建物(学校、病院、事務所、店舗など)で、一定規模以上のもの

補助金額

次のいずれかのうち一番低い額

- 耐震診断費用の2/3
- 150万円
- 延べ面積により算定される限度額

Q しらべる

耐震診断義務付け建築物の耐震化

TEL | 052-972-2921

➡ なおす

※ 耐震診断の実施及びその結果報告が義務付けられ、結果等は公表されます。

要緊急安全確認大規模建築物

- 病院、百貨店、ホテルなどで、大規模なもの

補助金額

別途、上限あり

- 耐震改修設計費用の2/3以内
- 耐震改修工事費用の23%以内

要安全確認計画記載建築物

報告期限 平成31年3月31日

- 防災拠点建築物(災害拠点病院、病院群輪番制参加病院、指定避難所)
- 沿道建築物(指定された道路に接する建築物で、原則、前面道路幅員の1/2に相当する高さを超えるもの)

補助金額

別途、上限あり

- 耐震診断費用(防災拠点建築物のみ)の2/3以内
- 耐震改修設計・工事費用の2/3以内

沿道建築物の耐震診断は愛知県の助成制度があります。

ブロック塀等撤去

木密4地区以外(耐震化支援室) TEL | 052-972-2921

木密4地区(市街地整備課) TEL | 052-972-2759

ブロック塀などの撤去費用の一部を助成します。

補助対象

- 道路に面する高さ1メートル以上のブロック塀など

補助金額

次のいずれかのうち一番低い額

- 撤去費用の1/2(※3/4)
- 長さ1メートルあたり6,000円(※9,000円)
- 10万円(※15万円)

※木密4地区(米野、御劔、下之一色、笠寺)の場合

地域ぐるみ耐震化促進支援事業

TEL | 052-972-2773

町内会などの地域団体が取り組む地震対策の活動費用の一部を助成します。

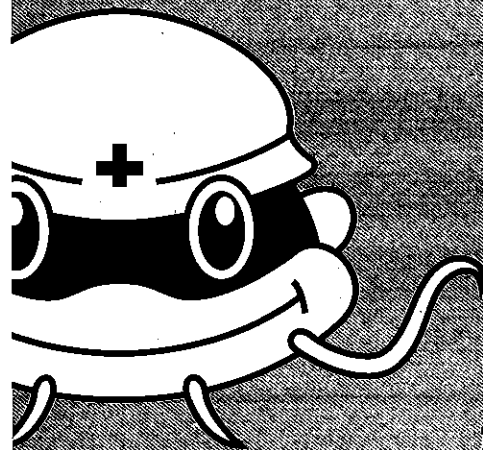
対象事業

- 耐震化おすすめ作戦 **必須**(戸別訪問により無料診断の申し込みを勧めます。)
- 学習会、講習会など(専門家を招き、地震対策について学習します。)

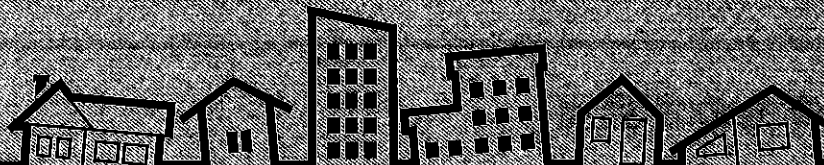
補助金額

- 1地区あたり10万円まで

対象経費の例：資料印刷代、会場使用料、講師謝礼など



名古屋市 耐震化支援制度の 平成29年4月 からの変更点



熊本地震（平成28年4月発生）の被害状況などを踏まえて、名古屋市の耐震化支援制度を、より使いやすく変更しました。

木造住宅耐震改修助成

- 2階建ての1階部分の判定値を1.0以上とする段階的耐震改修工事の助成制度を追加（助成額は従前の段階的耐震改修工事に同じ。）
- 屋根改修のみで判定値の基準を満たす場合も、助成対象として追加



非木造住宅耐震改修助成

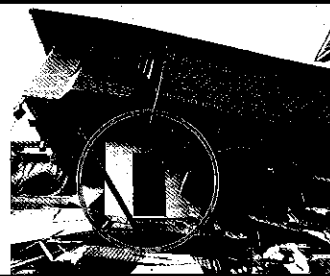
- マンションのピロティ階など、極端に耐震性が劣る階を先行して補強する段階的耐震改修工事の助成制度を新設
- 1段階目は、 I_s 値が0.3未満のものを0.3以上0.6未満とする工事が対象（マンションの場合：1段階目20万円/戸・2段階目30万円/戸）



耐震シェルター・防災ベッド設置助成

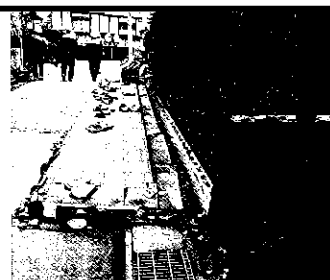
- 上限額を拡充
30万円 ← 改定前：20万円
- 公的試験機関等により一定の評価を受けた耐震シェルター及び防災ベッドも助成対象として追加

耐震シェルター（一例）▷



ブロック塀等撤去助成

- 上限額などを拡充 いずれかのうち一番低い額 改定前：上限9万円、4,500円/m
木密4地区以外：補助率1/2、上限10万円、6,000円/m
木密4地区※：補助率3/4、上限15万円、9,000円/m
※木密4地区（米野、御劔、下之一色、笠寺）では全撤去が必要



国の制度改正に伴い耐震診断の補助対象限度額を上げました。

非木造住宅耐震診断

多数の者が利用する建築物耐震診断

要安全確認計画記載建築物耐震診断

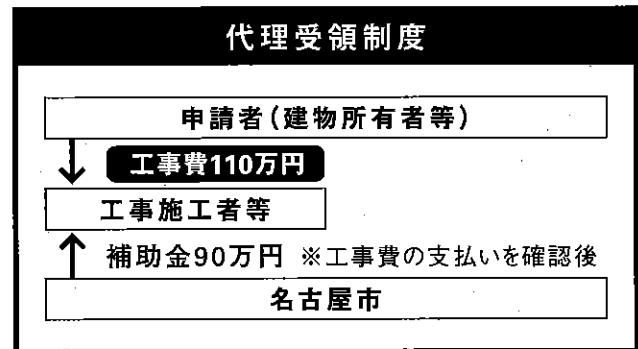
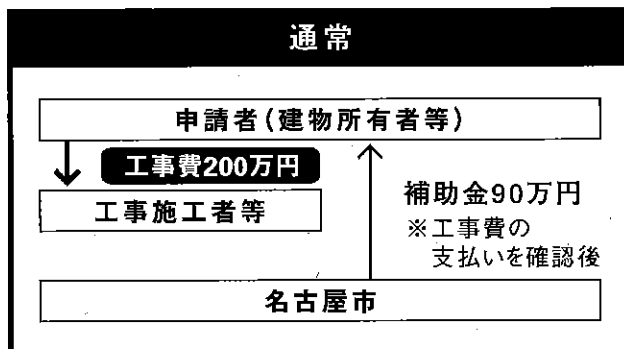
面積1,000㎡以内の部分 3,600円/㎡以内 < 改定前:2,060円/㎡以内

※別途、上限あり

その他の変更点

代理受領制度

【代理受領制度とは】▷申請者(建物所有者等)との契約により耐震改修工事等を実施した者(工事施工者等)が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。この制度を利用することにより、申請者は工事費等と補助金の差額分のみ用意すればよくなり、当初の費用負担が軽減されます。



・木造住宅の耐震改修工事で、工事費200万円、補助金90万円の場合で例示してあります。

利用
対象

木造住宅
耐震改修助成



非木造住宅
耐震診断・耐震改修助成



**耐震シェルター・
防災ベッド設置助成**



その他支援制度や各制度の詳細については、
各制度のパンフレットや名古屋市ウェブサイトをご覧ください。

名古屋市 耐震対策

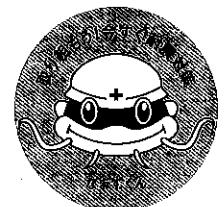
サイト検索

| お問い合わせ先 |

名古屋市住宅都市局 耐震化支援室

TEL | 052-972-2921 FAX | 052-972-4179

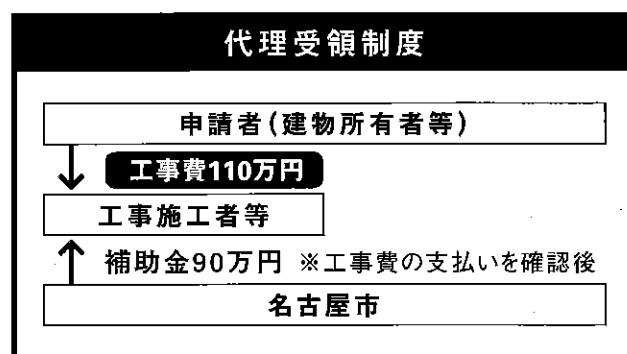
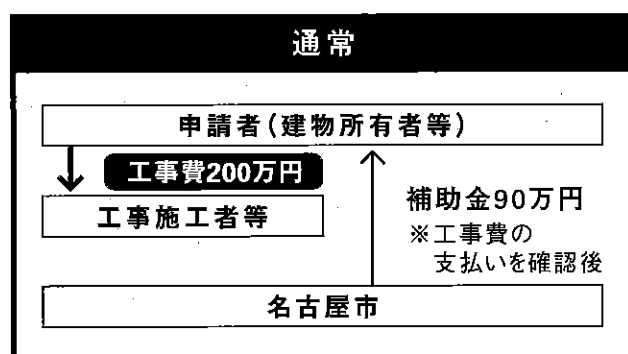
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1(市役所西庁舎3F)



耐震助成(住宅)の補助金の受領に

代理受領制度 が使えます

【代理受領制度とは】▷申請者(建物所有者等)との契約により耐震改修工事等を実施した者(工事施工者等)が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。この制度を利用することにより、申請者は工事費等と補助金の差額分のみ用意すればよくなり、当初の費用負担が軽減されます。



- ・木造住宅の耐震改修工事で、工事費200万円、補助金90万円の場合で例示してあります。
- ・耐震改修工事費等の契約に係る申請者から工事施工者等への支払額の一部は、補助金の代理受領によるものとします。

利用対象

木造住宅
耐震改修助成



非木造住宅
耐震診断・耐震改修助成



耐震シェルター・
防災ベッド設置助成



お問い合わせ先・申請先

名古屋市住宅都市局 耐震化支援室

TEL | 052-972-2921 FAX | 052-972-4179

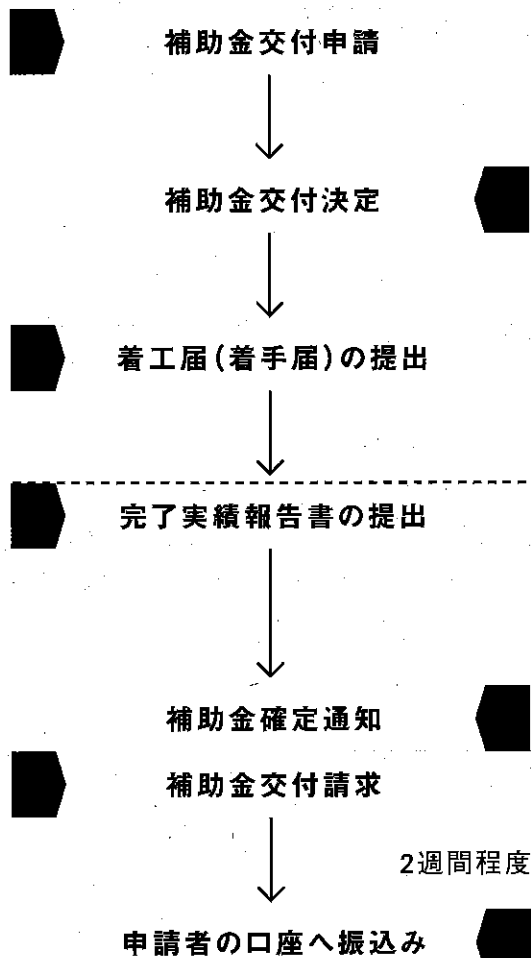
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1(市役所西庁舎3F)



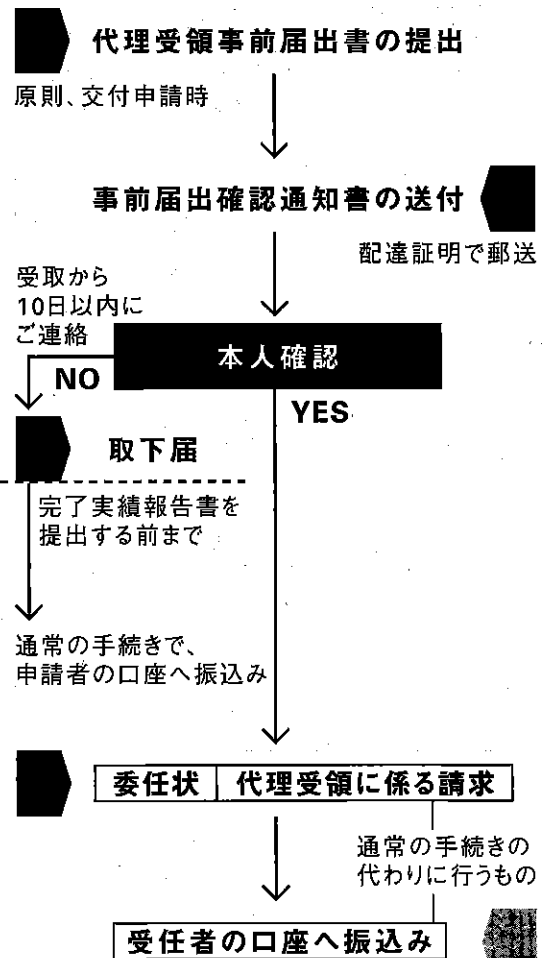
代理受領制度を利用するには

申請者（建物所有者等）と工事施工者等との合意が必要です。制度の利用を希望される申請者は、契約する予定の方とよく話し合ってください。

補助金交付の流れ 通常



代理受領の流れ (通常の手続きに追加)



■ 申請者→市長 ■ 市長→申請者 ■ 受任者→市長 ■ 市長→受任者

◎ 申請様式は、ダウンロードできます。 [名古屋市 代理受領](#) [サイト検索](#)

申請者（建物所有者等）の方へ

申請者が、代理受領制度の利用を希望しているという意味確認のため、配達証明で事前届出確認通知書を郵送します。この通知書の受け取りがない場合、代理受領制度を利用できなくなることがありますので、ご注意ください。

受任者（工事施工者等）の方へ

代理受領の受任者となるには、事前に名古屋市への口座振替の登録が必要です。口座振替登録の方法は名古屋市ウェブサイトをご覧ください。 [名古屋市 口座登録](#) [サイト検索](#)

民有地の優良な緑化工事に対する
助成事業のご案内



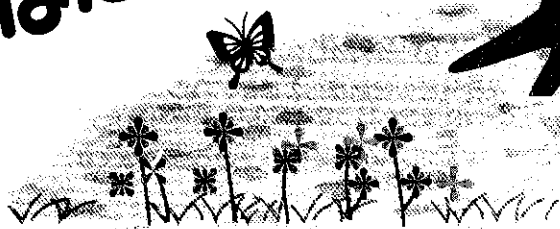
平成29年度

みどりの補助金

(名古屋市 民有地緑化助成事業)

あなたから始まる

緑のまちづくり



緑は、私たちの暮らしに季節感や安らぎ、潤いを与えてくれます。
名古屋市では皆さんの暮らしの中にもっと緑を取り込んでいただくために、
「あいち森と緑づくり税(愛知県税)」を活用し、
民間の方が行う優良な緑化工事にかかる費用の一部を助成しています。

名古屋市

応援します! 緑ある暮らし お気軽にご相談下さい

**既存の建物まわりの
緑化にも、
助成が受けられます**

**隣地と一団(複数)での
緑化工事にも助成します**

隣地などと合算して80㎡以上確保できれば、
助成が受けられます。
(生垣の場合、合算した延長が50m以上必要です)

※申請には細かなルールがありますので、
詳しくは「申請の手引き」をご参照ください。

屋上緑化

生垣緑化

空地(地上部)緑化

駐車場緑化

壁面緑化

**壁面緑化を施工する
全面積を助成します**

植物の根が生育できる資材(ヤシ殻マットなど)
を壁面に設置する場合、資材を設置した全面積を
対象に、助成が受けられます。

※ただし、緑化地域制度における面積算定では、
設置高さ1mまでしか計上できません。

**堀やフェンスなど構造物への
壁面緑化にも助成します**

建物外壁の壁面緑化のほか、フェンス・堀など建築物
以外の構造物へ行う壁面緑化も、助成対象です。

※ただし、緑化地域制度における面積算定では、
計上できません。

《ご注意下さい!》

本事業の助成を受けたことのある敷地は、再度の助成を受けることはできません。
本市以外の団体等が行う他の助成事業と重複して助成を受けることはできません。

※詳しい内容は「申請の手引き」をご参照ください。名古屋市公式ウェブサイトでご覧いただけます。



29年度の受付期間

- 4月3日から12月28日まで
(助成枠に達した場合は受付を終了します)



助成の対象

- 屋上緑化、壁面緑化、空地(地上部)緑化、駐車場緑化、生垣設置工事における以下の工事費用
- ・植栽 (例：樹木、地被植物、芝など。1～2年程度で枯れる草花は除く)
 - ・植栽基盤 (例：客土、屋上緑化資材、壁面緑化資材、駐車場緑化資材など)
 - ・灌水施設 (例：散水栓、給水管、灌水チューブなど)
 - ・表示板 (本事業により整備したことを示すもの)



助成の条件

※すべての条件を満たす必要があります。

- 新たに緑化する面積が80㎡以上であること
(助成対象が生垣設置のみの場合は、延長50m以上が必要です。また、隣地などの複数の緑化工事の内積・延長を合算できる場合があります)
- 緑化工事が未着手で、平成30年3月15日までに完了報告書を提出すること
- 緑化施設評価認定制度「NICE GREEN なごや」において、以下の条件を満たすこと
- ・敷地面積に対し、基準緑化率以上の緑化面積になること
 - ・「☆☆(良好な緑化)」以上(=50点以上) かつ
 - ・高木植栽の評価点が10点以上(敷地の建ぺい率の最高限度が80%以下の場合)
- 原則として、助成対象となる緑化面積100㎡あたり1か所以上の灌水施設を設置すること(もしくは既に設置されていること)
- 助成を受けたことを示す表示板を1か所以上設置すること
- 助成対象の緑化施設を良好に維持保全すること
- 一定の年数が経過した後(3～5年後)、状況報告をすること
など

NICE GREEN なごや



評価マーク



助成金額

- 助成金額は、助成対象工事費の2分の1以内で、かつ以下の条件を満たす額
- ・屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化：それぞれ助成対象の緑化面積×1.5万円/㎡以内
 - ・空地(地上部)緑化：助成対象の緑化面積×1万円/㎡以内
 - ・生垣設置のみ：助成対象の生垣延長×5千円/m以内
- 助成総額は、10万円以上500万円以下
- 大径木、仕立もの、品種もの等の高額な樹木においては、助成の対象額として計上できる樹木単価の上限を、以下のとおりとします。
- ・高さ4.0m以上の樹木単価は上限15万円/本(植付手間代を含む)
 - ・高さ4.0m未満の樹木単価は上限6万円/本(植付手間代を含む)
- ◎消費税は、原則、助成の対象になりません。
(詳しくは、第1号様式「名古屋市長緑化助成金申請書」裏面、申請者申告欄をご覧ください)

みどりの補助金の手続きの流れ

※申請から完了までの所要時間は、申請書類の提出状況や審査の進捗状況により異なります。



【お問い合わせ】 名古屋市 緑政土木局 緑地部 緑地維持課 緑化指導審査係(市役所西庁舎5階)
TEL052-972-2465 FAX052-972-4143

名古屋市公式ウェブサイト <http://www.city.nagoya.jp/>

みどりの補助金

検索



名古屋市の定期報告制度



(1) 定期報告制度について

対象建築物・設備の維持管理について、その所有者や管理者が定期的に特定行政庁（名古屋市）へ報告することによって適正化を確保し、利用者の安全・財産の保護を図ろうとする制度です。

劇場、百貨店、マーケット、旅館、ホテル、病院などの特殊建築物や、規模の大きい事務所は、不特定多数の人が利用するため、いったん火災などの災害が起きると大惨事になる危険性があります。

またエレベーターなどは、人が日常使用する設備であり、適切な維持管理がされていないと人命に危険を及ぼしかねません。

このような危険を避けるために、建築基準法第12条第1項及び第3項では、特定建築物及び防火設備、建築設備等の所有者・管理者は定期的に資格者に調査・検査をさせて、特定行政庁（名古屋市）に報告しなければならないと定めています。

適切な維持管理と定期的な調査・検査の結果を報告することは、所有者、管理者に課せられた義務であり、定期報告の未報告や虚偽の報告を行った場合は、罰則の対象となります。

(2) 建築基準法の改正、名古屋市規則の改正

建築基準法が改正され、平成28年6月1日に施行されました。それに伴い名古屋市規則（名古屋市建築基準法等施行細則）も改正されました。不特定多数の方が利用する建築物など安全性の確保を徹底すべき建築物等については、法令により一律に定期報告の対象となり、名古屋市規則では、その他に特定行政庁（名古屋市）が指定する用途と報告時期等を定めました。

主な改正点は、次の通りです。

- ・定期報告対象規模の拡大
- ・児童福祉施設等及び高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途の追加
- ・定期調査報告の報告時期を2年毎から3年毎に変更
- ・防火設備検査報告の追加
- ・小荷物専用昇降機の追加

国の法令の定め及び特定行政庁（名古屋市）が指定する特定建築物の用途、規模及びそれに設置された防火設備、建築設備の報告時期は（表1）のとおりです。

(表1) 定期報告対象建築物等の報告時期

	用途	規模※1	建築物		防火設備		建築設備	
			報告年	報告期間	報告年	報告時期	報告年	報告時期
①	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場は除く。）、公会堂、集会場	①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ②当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上の場合 ③主階が1階にない場合※2 ④当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合	平成29年 平成32年 平成35年 以降3年毎	6月～12月末	平成30年 以降毎年	6月～12月末	平成29年 平成30年 以降毎年	6月～12月末
②	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、就寝用途の児童福祉施設等※3	①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ②2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上の場合 ③当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合	平成31年 平成34年 以降3年毎	4月～10月末	平成30年 以降毎年	4月～10月末	平成29年 平成30年 以降毎年	4月～10月末
③	ホテル、旅館	①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ②2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上の場合 ③当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合	平成31年 平成34年 以降3年毎	6月～12月末	平成30年 以降毎年	6月～12月末	平成29年 平成30年 以降毎年	6月～12月末
④	共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。）、寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。）	①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ②2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上の場合 ③当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合	平成31年 平成34年 以降3年毎	4月～10月末	平成30年 以降毎年	4月～10月末	平成29年 平成30年 以降毎年	4月～10月末
⑤※4	体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場	①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ②当該用途の床面積の合計が2,000㎡以上の場合	平成30年 平成33年 平成36年 以降3年毎	6月～12月末	平成30年 以降毎年	6月～12月末	平成29年 平成30年 以降毎年	6月～12月末
⑥	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く。）	①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ②2階にある当該用途の床面積の合計が500㎡以上の場合 ③当該用途の床面積の合計が3,000㎡以上の場合 ④当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合	（中区・中村区） 平成30年 平成33年 平成36年 以降3年毎	4月～10月末	平成30年 以降毎年	4月～10月末	平成29年 平成30年 以降毎年	4月～10月末
			（上記以外） 平成29年 平成32年 平成35年 以降3年毎	4月～10月末				
⑦	事務所その他これに類する用途	階数5以上の建築物で、3階以上の階又は地階に当該用途があり、かつ当該用途に供する部分を合計した面積が3,000㎡を超える場合	（中区・中村区） 平成30年 平成33年 平成36年 以降3年毎	6月～12月末	平成30年 以降毎年	6月～12月末	平成29年 平成30年 以降毎年	6月～12月末
			（上記以外） 平成29年 平成32年 平成35年 以降3年毎	6月～12月末				

(注) 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。

※1 いずれかの規模のうち一つでも該当すれば対象。

※2 劇場、映画館又は演芸場に限る。

※3 就寝用途の児童福祉施設等報告対象用途

助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人デイサービスセンター（宿泊サービスあり）、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る）を行う事業所（利用者の就寝の用に供するものに限る）

○報告対象外の用途

母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、幼保連携型認定こども園、身体障害者福祉センター、授産施設、宿所提供施設、婦人保護施設、老人福祉センター、老人介護支援センター、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業の事業所

※4 学校に付属するものを除く。

(表2) 定期調査・検査対象の建築設備等

区分			建築物（定期調査）	建築設備等（定期検査）
建築設備	換気設備	自然換気設備	○	—
		給気機・排気機によるもの（第一種換気）	※1	○ （無窓居室・火気使用室）
		給気機・排気口によるもの（第二種換気）	○	—
		給気口・排気機によるもの（第三種換気）	○	—
		空気調和設備（中央管理方式）	※1	○ （無窓居室・火気使用室）
	排煙設備	自然排煙設備	○	—
		機械排煙設備	※1	○
	非常用の照明装置	電源内蔵のもの	○	—
		電源別置のもの	※1	○
昇降機等	エレベーター	一般交通の用に供するもの及び労働安全衛生法の性能検査を受けなければならないもの等を除く※2	—	○
	エスカレーター	一般交通の用に供するもの等を除く※2	—	○
	小荷物専用昇降機（フロアタイプのものに限る。）	出し入れ口の下端が床面より50cm以上、上がった位置にあるものを除く※2	—	○
	遊戯施設	ウォーターシュート、コースター等の高架の遊戯施設	—	○
		メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔等の回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	—	○

※1 換気設備、排煙設備、非常用の照明装置の法令による設置の状況等については定期調査で調査する

※2 エレベーター・エスカレーター及び小荷物専用昇降機は住戸のみを昇降するものを除く

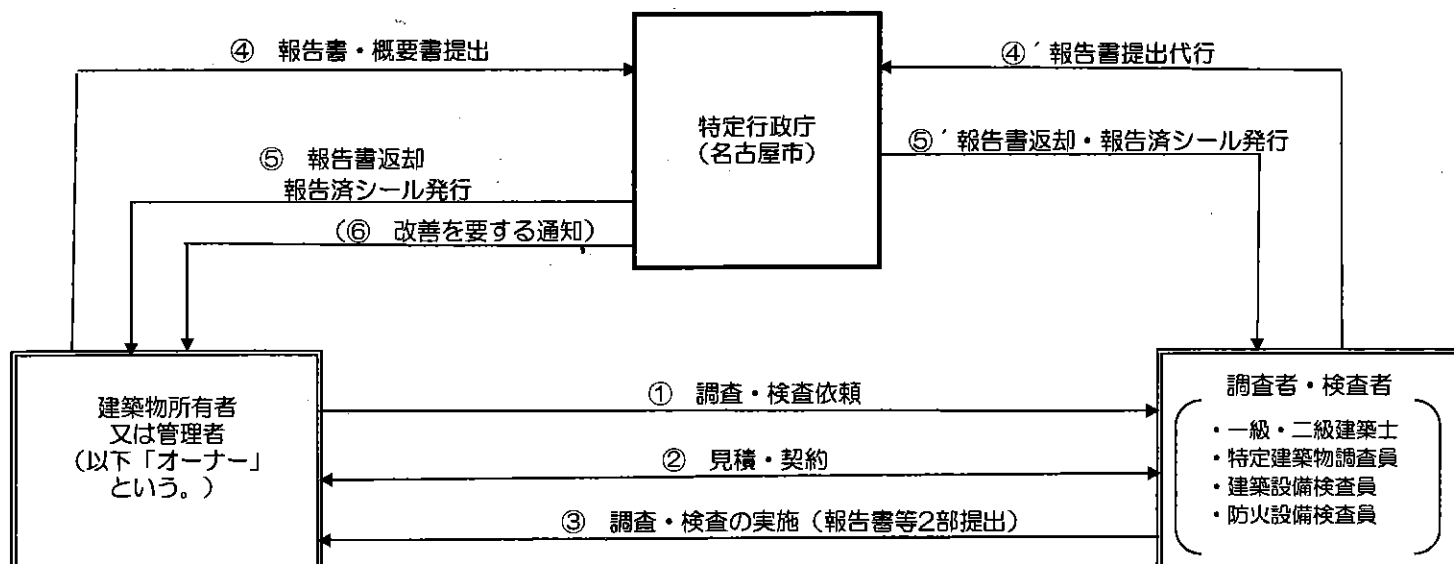
(表3) 定期検査対象の防火設備（火災時に煙や熱で感知して閉まる防火設備です。）

防火設備	①定期報告対象となる建築物に設けられる防火設備 ②以下に掲げる用途のうち、床面積200㎡以上の建築物に設けられる防火設備 ・病院、有床診療所（患者の収容施設のあるものに限る。） ・共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。） ・寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。） ・就寝用途の児童福祉施設等 ＊外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く
------	---

(表4) 定期調査・検査を行う資格者

建築物	一級建築士、二級建築士又は特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者
建築設備	一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員資格者証の交付を受けている者
防火設備	一級建築士、二級建築士又は防火設備検査員資格者証の交付を受けている者
昇降機等	一級建築士、二級建築士又は昇降機等検査員資格者証の交付を受けている者

定期調査・検査・防火設備報告フロー図



①調査・検査依頼

オーナーは、調査者・検査者を選定し依頼します。

②見積・契約

オーナーは定期調査・検査を実施するため、調査者・検査者から見積を取る等し検討の上契約を行います。

③調査・検査の実施

調査者・検査者は、オーナーと打合せの上建築物を調査し、又は建築設備、防火設備の検査を行います。
(調査・検査のため建物の利用等が制限される場合がありますので、日程等よく打ち合わせて下さい。)
調査・検査が完了した時は、報告書を作成の上オーナーに提出し、調査・検査の結果を説明指導します。

④報告書・概要書提出

定期調査：定期調査報告書2部
定期調査報告概要書1部
定期検査：定期検査報告書（建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く））2部
定期検査報告概要書（建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く））1部
防火設備：定期検査報告書（防火設備）2部
定期検査報告概要書（防火設備）1部

⑤報告書返却

定期調査報告書1部は返却します。
定期検査報告書（建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く））1部は返却します。
定期検査報告書（防火設備）1部は返却します。
また、報告済シールを発行します。

⑥改善を要する通知

必要に応じ、改善を要する通知を送付します。
オーナーは、改善を要する通知の内容を調査者・検査者と協議し、速やかに改善に努めてください。

定期報告の提出先

◎昇降機等の提出先			
一般財団法人中部ブロック昇降機等検査協議会	〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目15-15 (CTV錦ビル4階)	052-962-1776	
◎建築物・建築設備・防火設備の提出先			
名古屋市住宅都市局建築指導部監察課	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1 (名古屋市政府所西庁舎2階)	052-972-2923	
	E-mail teiki-juto@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp		

お問い合わせ先

◎建築物・建築設備・防火設備に関すること			
名古屋市住宅都市局建築指導部監察課	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1 (名古屋市政府所西庁舎2階)	052-972-2923	
	E-mail teiki-juto@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp		
◎昇降機等に関すること			
名古屋市住宅都市局建築指導部建築審査課	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1 (名古屋市政府所西庁舎2階)	052-972-2931	
	E-mail a2931@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp		

名古屋市高齢者向け優良賃貸住宅 建設事業者募集 制度説明会開催のお知らせ

名古屋市では、高齢者向け優良賃貸住宅の建設事業者の募集を行います。
つきましては、名古屋市高齢者向け優良賃貸住宅についての制度説明会を行いますので、ご参加下さい。

●説明会の主な内容

- ・名古屋市高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）とは
- ・建設費（新築または改修）補助の対象範囲と補助率
- ・計画案提出から建設完了までの流れ、事務手続き
- ・建物完成後の管理方法
- ・家賃減額補助の期間や事務手続き

●日 時：平成29年5月25日（木） 14:00～15:30
（受付は20分前から行います）

●場 所：名古屋市役所 西庁舎12階 第10会議室

●募集定員：70名（先着順）

●申込締切：平成29年5月19日（金）

●申込方法：電子メールまたはFAXにてお申し込み下さい。

※説明会の資料は、6月上旬以降、名古屋市ウェブサイトに掲載します。

制度説明については、随時受付けています。

～～名古屋市高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）制度の概要～～

名古屋市では、高齢者が安心して暮らせる賃貸住宅の供給を促進しており、民間事業者の方が一定の要件を満たす高齢者住宅を建設される場合に、建設費補助や家賃補助を行っています。平成29年度は、40戸程度の受付を行います。

※高優賃制度・建設事業者募集の詳細については、名古屋市ウェブサイト
「事業者向け情報＞募集情報＞その他の募集＞住宅都市局からのお知らせ
＞名古屋市高齢者向け優良賃貸住宅建設事業者募集について」
をご覧ください。（5月開設予定）

お問い合わせ先

名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課民間住宅係（担当）今井

TEL：052-972-2944 FAX：052-972-4172

電子メール：a2944@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp